

【ケニアシリング建て】アフリカ未電化地域支援ファンド9～22号**分配時報告**

本ファンドの分配がございまして、以下の通り運用報告を申し上げます。

本レポートの要約

- ・ Azuri Taiyoko Limited 社（後述）は、2022年12月付の債務再編合意書に基づく返済を、2023年1月期に行いました。これを踏まえた分配を下記の通り行います。なお、同社の次回返済は2023年4月の予定です。
- ・ 一方で、2022年12月期（2023年1月期払い）の分配に関して、エストニアグループ会社（後述）から本営業者（後述）へのグループ会社間債務の返済に誤りがありました。その結果、同月期の分配金額が本来の金額を超過した号と不足した号とがございまして、今回の分配はその過不足を修正する目的で、調整を加えて行います。
- ・ 本来の金額よりも分配金額が不足した号については、Azuri Taiyoko Limited 社の返済を待たずに、不足を修正するための分配を2023年2月期（同年3月払い）に実施する予定です。
- ・ Azuri Taiyoko Limited 社は、2025年末までに借入金のうち元本残高の約6割を返済する計画です。ただし、同社を含むグループ事業の状況、為替等に応じて最終的な回収金額は増減します。

【分配の状況】

当月期（2023年1月期）の分配金額は下表の通りです。すべて出資金の返還として分配いたします。

ファンド	分配金額（円）
【ケニアシリング建て】アフリカ未電化地域支援ファンド9号	0
【ケニアシリング建て】アフリカ未電化地域支援ファンド10号	0
【ケニアシリング建て】アフリカ未電化地域支援ファンド11号	0
【ケニアシリング建て】アフリカ未電化地域支援ファンド12号	485,357
【ケニアシリング建て】アフリカ未電化地域支援ファンド13号	295,969
【ケニアシリング建て】アフリカ未電化地域支援ファンド14号	63,102
【ケニアシリング建て】アフリカ未電化地域支援ファンド15号	415,029
【ケニアシリング建て】アフリカ未電化地域支援ファンド16号	644,816
【ケニアシリング建て】アフリカ未電化地域支援ファンド17号	843,543

【ケニアシリング建て】 アフリカ未電化地域支援ファンド 18 号	1,135,004
【ケニアシリング建て】 アフリカ未電化地域支援ファンド 19 号	441,171
【ケニアシリング建て】 アフリカ未電化地域支援ファンド 20 号	407,533
【ケニアシリング建て】 アフリカ未電化地域支援ファンド 21 号	477,973
【ケニアシリング建て】 アフリカ未電化地域支援ファンド 22 号	1,391,130
計	6,600,627

【当同期報告事項：上記分配に関する補足】

Azuri Taiyoko Limited 社（後述）は、2022 年 12 月付の債務再編合意書に基づく返済を、2023 年 1 月期に行いました。これを受けて、本営業者は本ファンドの分配を行います。その分配に際して各号への按分金額を下記【当同期報告事項：2022 年 12 月期に生じたグループ会社間返済の齟齬と、その修正方針について】のとおり調整いたしました。

なお、Azuri Taiyoko Limited 社の次回返済は 2023 年 4 月の予定です。

【当同期報告事項：2022 年 12 月期に生じたグループ会社間返済の齟齬と、その修正方針について】

2022 年 12 月期（2023 年 1 月期払い）の分配に関して、それに先立つエストニアグループ会社（後述）から本営業者（後述）へのグループ会社間債務の返済に誤りがありました。その結果、同期の分配金額が本来の金額を超過した号と不足した号とがございます。本営業者は、その 2022 年 12 月期分配金の過不足を踏まえて、当月期（2023 年 1 月期）の分配金について、齟齬の修正を目的とする調整を行いました。しかし、上記の「実際の分配金額が本来の分配金額に不足する号」に関して、当月期の分配金だけではその修正を完了できず、不足分を解消しきれないため、当月期の分配後にも不足額が残ります。そのため、本営業者は、その不足額を解消して修正を完了するための追加分配を 2023 年 2 月期（同年 3 月払い）に実施する予定です。

なお、上記の「実際の分配金額が本来の分配金額に不足する号」については、グループ会社間でも、2022 年 12 月期以降に本来行われるべき債務の返済が行われていない格好です。そのため、グループ会社間の未払い債務に関して、年率 15%の遅延損害金が発生いたします。本営業者は、その遅延損害金を受け取り次第、対象の各号に分配いたします。

また、上記【分配の状況】の表のうち 9 号～11 号に関しては、超過分配を考慮して、当月期の分配金額が 0 円となります。また、その超過分が解消するまでの間は、次回以降の分配時にも分配金額が 0 円となる可能性がございます。0 円分配が継続する間は、その間に分配すべき金額を、2022 年 12 月期にまとめて前倒して分配を行ったことにはなりませんので、投資家の皆様に不利益を生じるものではございません。ご了承くださいませと幸いです。



具体的な過不足の金額と修正方法とを本レポートの末尾に別紙としてまとめましたのでそちらもご参照くださいませ。

【出資対象事業の概況】

本ファンドにおいてクラウドクレジット・ファンディング合同会社は、クラウドクレジット株式会社のエストニア子会社である Crowdcredit Estonia OÜ（以下、「エストニアグループ会社」といいます。）にケニアシリング建てで貸付を行い、エストニアグループ会社はこの貸付金を原資に、家庭用太陽光発電システムの製造販売業者である AZURI TECHNOLOGIES LTD 社の 100%子会社（Azuri Taiyoko Limited 社）へ貸付を行いました。

Azuri Taiyoko Limited 社は、同社が仕入れた商品を同社の関連会社等を通じてサブサハラ・アフリカ地域（サハラ砂漠以南のアフリカ諸国）へ販売しています。しかし、2020 年以降、COVID-19 等の影響で同社の主力マーケットであるケニアでの収益状況が悪化し、2021 年 12 月時点で AZURI TECHNOLOGIES LTD 社グループ全体の運転資金が不足する状況となりました。今後、同社グループは後述する合意の内容を踏まえて、コストの抑制、在庫の販売及び売掛債権の回収に注力します。

【これまでに発生した事象】

Azuri Taiyoko Limited 社は 2021 年 12 月期以降、借入金返済の遅延が継続していました。エストニアグループ会社は、Azuri Taiyoko Limited 社の 100%親会社である AZURI TECHNOLOGIES LTD 社グループの他の債権者とともに、グループのリストラクチャリング計画策定および返済計画の再策定を進めるべく協議を行いました。その結果、2022 年 12 月 9 日に合意書を締結し、本ファンドの回収を再開しました。

Azuri Taiyoko Limited 社が同社借入金のうち 2022 年 11 月期時点の元本額の約 6 割を、2025 年末から 2026 年前半までを目安に返済する計画であることから、残る元本・利息について本ファンド財産が棄損する見通しです。ただし、分配金額は Azuri Taiyoko Limited 社を含むグループ事業の状況、為替の状況等によって増減する可能性があります。

【今後の対応】

本ファンドにおいて報告すべき事象が起きる際には、速やかに投資家の皆様にご報告できますよう努めてまいります。

今後とも本営業者の業務に対するご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016 年 3 月

【資本金】 1,000,000 円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 8 番 1 号

(別紙) 2022年12月期に生じたグループ会社間返済の齟齬と、その修正方法

本営業者は2022年12月期に生じた分配の齟齬の状況に応じて本ファンドを3つのグループに分類し、それぞれに別の対応をとります。

(1つ目のグループ) 2022年12月期の分配に超過が生じ、本来であれば2023年1月期までに分配されるべき金額を超える金額が、すでに分配済みのもの。9~11号が対象。

修正方法：

- ・ 当月期(2023年1月期)の分配を行いません。
- ・ 本グループでは、下表の超過額が解消するまで分配を行いません。解消に至るまでの経過を、本営業者が運用報告書等で都度ご報告します。

号	(a)12月期と1月期の本来の分配金額計 (円)	(b)12月期の分配金額 (円)	左記(b)-(a)の <u>超過額</u> (円)
9号	465,887	674,839	208,952
10号	1,023,557	1,503,340	479,783
11号	996,435	1,463,848	467,413

(2つ目のグループ) 2022年12月期の分配に超過が生じたものの、すでに分配済みの金額が、本来であれば2023年1月期までに分配されるべき金額には満たないもの。12~14号が対象。

修正方法等：

- ・ 当月期(2023年1月期)の分配を行います。ただし、2023年1月期までの累計分配金額が、同月期までに本来分配されるべき金額と一致するために必要な金額を分配します。
- ・ なお、本グループでは、2022年12月期分配後の時点でも、当月期分配後の時点でも、分配金の不足が生じません。

号	(a)12月期と1月期の本来の分配金額計 (円)	(b)12月期の分配金額 (円)	左記(b)-(a)の <u>不足額</u> =1月期の分配金額 (円)	1月期分配後の不足額 (円)
12号	1,908,721	1,423,364	485,357	0
13号	1,199,884	903,915	295,969	0
14号	255,957	192,855	63,102	0

(3つ目のグループ) 2022年12月期の分配に不足が生じたもの。15号以降22号までの全号が対象。

修正方法：

- ・ 当月期（2023年1月期）の分配を行います。そのうえで、2023年1月期までに本来分配されるべき金額に不足する分を、2023年2月期（同年3月払い）に分配します。
- ・ なお、別途、エストニアグループ会社が本営業者に対して、2022年12月25日から2023年1月25日までと2023年1月25日から未払い債務解消日までの各期間について、年率15%の遅延損害金を支払います。本営業者が受け取るその遅延損害金を、対応する期間における本グループの分配不足額に応じて分配します。
- ・ 上記した未払い債務解消日は2023年2月上旬～中旬を予定します。また、上記の遅延損害金を元とする分配は、下表の2月期分配金額に上乘せして行います。
- ・ 本グループでは、2022年12月期分配後の時点で不足があり、当月期分配後には不足の程度が緩やかになるものの、依然として不足が残ります。2023年2月期（同年3月払い）の分配後に、すべての不足が解消します。
- ・ なお、本グループの当月期の分配金額は下表には記載しておりませんので、お手数ですが本分配時報告書の1ページ目にある【分配の状況】をご参照ください。

号	(a)12月期の 本来の分配金額（円）	(b)12月期の分配金額 （円）	左記(b)-(a)の不足額 （円）	1月期分配後の不足額 =2月期分配金額 （円）
15号	596,874	488,012	108,862	50,353
16号	931,119	766,365	164,754	76,205
17号	1,218,166	1,002,733	215,433	99,645
18号	1,426,392	899,838	526,554	243,550
19号	555,124	351,333	203,791	94,261
20号	476,248	247,073	229,175	106,002
21号	558,540	289,766	268,774	124,317
22号	1,625,584	843,339	782,245	361,815

以上